

教員と実践家の協働の教育課程づくりの課題  
—森林 NPO の取り組みから—

Challenges in Curriculum Development through Collaboration between  
Teachers and Professional Practitioners  
—Forest NPO Initiatives—

板倉 浩幸

ITAKURA Hiroyuki

相模原市立相原小学校／東京農工大学大学院

本研究は、森林 ESD アクティビティを授業に取り入れるため、教員（学校教育）と実践家（社会教育）の協働での教育課程づくりの課題に迫るものである。

「社会に開かれた教育課程」（小学校学習指導要領 2017）が求められていることもあり、これまで学校教育の中で閉じられてきた教育方法学の議論を社会教育研究と統合させる新たな視点が課題となる。学校教育・社会教育の枠にとらわれない人材と組織が教育方法学の中でも、まずは学級経営論、授業論などを共有し、共通の授業イメージをもち、教員組織と実践家組織による、組織的な協働の授業作りの実践を積み上げることで、小学校教員と実践家との協働の教育課程づくりにつながるものとする。

〔キーワード〕 森林 ESD, 小学校, 教育方法, 社会教育

## 1. 研究の背景と目的

森林 ESD アクティビティを授業に取り入れるためには、森林および木を題材とした活動のスキルを持った実践家と小学校教員が協働して授業を作る必要がある。「社会に開かれた教育課程」（小学校学習指導要領 2017）が求められていることもあり、これまで学校教育の中で閉じられてきた教育方法学の議論を社会教育研究と統合させる新たな視点が課題となる。

学校教育で扱われてきた教育方法学を整理すると、ICT などの「教材」、学習組織・空間・環境などの「場」、学習方法などの「活動・プログラム」、教師・支援者などの「コーディネート」のような内容で議論されてきたことがわかる（現代教育方法事典 2004）。一方、地域の実践家たちが行ってきた社会教育は、社会教育法第 2 条に「この法律で『社会教育』とは、学校教育法に基づき、学校の

教育課程として行われる教育活動を除き」と定義されており、学校教育とは別なものとしてきた。つまりは、教材、場、活動・プログラム、コーディネートのあり方についての議論を社会教育にまで広げ、地域社会の構造化をめざして、学校と校区を含めた全体を一つのシステムとしてとらえる（小泉 2002）必要があるということである。

「小学校森林 ESD 協働ツール（SHOUGAKKO SHINRIN ESD KYODOO TOOL）」＝SET によって、教科の内容・単元ごとに行える素材としての森林 ESD アクティビティの目安がついたことから、次の段階として、地域の資源も活用した森林 ESD アクティビティの教材化と授業の学習指導案を教員と実践家が協働して作ることが必要だと考える。学習指導案を作りながら協働で授業づくりをすることで、次の段階の単元計画や教育課程づくりに繋がると考える。小学校の中のリソース（教材・場・

活動) だけでは、森林 ESD アクティビティを取り入れた授業を実現することは難しく、環境教育・開発教育・多文化共生教育等の実践者が相互のつながり関係性を意識しながら推進していく必要がある(本庄 2007)。森林 ESD アクティビティを教科の教材として活用するためには実践者の力が必要不可欠である。しかし、実践者はゲストティーチャー(外部講師)方式で、招かれて授業に参加していることが多い。これを一歩進め、教員と実践家が参画して作る協働による授業とするための手始めとして SET が共通の話題になると考える。

教員と実践家が、教育の専門家、森林や野外活動の専門家として協働して行う教育課程づくりにおける社会教育の課題を次の 2 点設定した。

①小学校と実践家が連携するためには、「開かれた学校」の実現が前提となるが、森林 ESD アクティビティを実践することができる組織が必要となる。学校教育・社会教育の枠にとらわれない人材と組織が必要である。学校からの依頼での講師派遣や地域や行政からの協力要請のように一方的な形ではなく、双方のやりとりから新たなアイデアを創造できるような、子どもたちのために一緒に協力できる実践家の組織が必要だと考える。

②学校教育における教育方法学の中でも、まずは学級経営論、授業論などを社会教育の実践者と共有し、共通の授業イメージを持たなければ、協働して行う教育課程づくりはできない。SET によって実践家から見ても具体的な活動がイメージでき、実践家と教員の協働での教育課程づくりの可能性は高くなったと言える。そこで、教育方法学から見た学校教育と社会教育について調査し整理を行う必要がある。

## 2. 実践家と教員の協働での教育課程づくりの先行研究

### 1) 実践家と教員の協働での教育課程づくりの現状

学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を目指す上では地域との連携が一層重要となっている。地域と連携した学校外学習を推進し、より探究的な活動を推進するために、文部科学省は、中央教育審議会教育課程部会において、夏季休業期間や土日等を含め、学校外において総合的な学習の時間の授業を行う条件を明確化することにより、児童生徒の多様な課題に応じた探究の機会の充実を図る方針を示した。具体的な条件としては、指導計画上の位置付け(目標、内容、学習活動、指導方法・体制、学習の評価)が明確であって、家庭・地域との連携の取組が充実している場合などには各学校等の判断により、総合的な学習の時間の一定割合は、学校外での学習についても、授業として位置付けることができるようにすると示された。受け入れ先は NPO や公共施設、企業などが考えられ、土日や夏休みでも正式な授業とする(中教審 2019)。このことは、自然体験キャンプや自然学校などに関わる自然体験活動指導者育成制度としてスタッフのトレーニングをし、自然体験活動の普及活動を行っている、特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会(通称: CONE)、子ども向けの自然体験教育事業から始まり、実践で教育を学ぶ教師・指導者プロジェクトやリスクマネジメントに対する研修会等を行う安全教育、国際理解教育等、幅広い活動を展開している、グリーンウッド自然体験教育センター(文部科学省 2010)などの NPO 法人にとっては参画できる、良いきっかけである。これまでも外部と連携した校外学習は平日に実施されていたが、条件が明確でないため限定的であり、特設授業のような形で行われ、教科や総合の時数にはカウントされてこなかった。

これからは、地域の教育資源の活用による学習の多様化が進むとともに、長期休業期間

等を活用した授業を行える可能性が示されたことになる。また、学校と地域との連携の推進、学校教育と社会教育との相互の教育機能の充実につながるのではないかと考える。さらに、土日の活動が授業数に含まれ、指導を実践家に委ねることができるとなると、学校における働き方改革等にもつながるものであると考える。

文部科学省（2010）は、「行政・企業等との連携・協働のメリット・成果、課題」の調査をしている。この調査結果は、学校との連携・協働でも同様だと考えられるので、行政・企業等を学校と読み替えて表にした（表1）。

表1 NPOと学校との連携・協働のメリット・成果、課題

	メリット・成果	課題	解決策
NPO側から	地域や社会の信頼が増す	行政の方針に合わせずると、NPOのミッションとかい離する	専門性と経営力を高め、行政と対等に意見交換等ができる力をつける
	安定的な資金調達ができる	助成金等が終了すると、事業が継続できない	自主事業など多様な収入源を持つ
	場所の提供や広報等の支援が得られる	個人情報保護や公平性の問題など、行政の制約に左右される	
	活動の幅が広がる		
企業・行政側から	NPOの専門性が高いため、教育活動が充実する	行政の方式やルールに合わない、協働のルールづくりができていない	NPOと協働するためのルールづくりを行う
	行政では難しいきめ細やかな対応や市民の目線での教育活動ができる	NPOに関する情報が少なく、どの団体と協働すればいいのか分からない	NPO側が情報を積極的に発信する
	地域の人が参加することで、地域の教育力が向上する		
NPO、企業・行政双方から	それぞれの強みや特色を生かし単独ではできない事業ができる	お互いの情報共有や意思疎通、人材交流の機会が少ない	対話、意見交換、交流、情報交換の場を設ける
	地域の人材の発掘や地域活性化など、地域全体への効果が期待できる	お互いのニーズや方向性が合わない	お互いのニーズをすり合わせ、Win-Winの関係をつくる
			NPOの評価の基準や評価機関を設ける

## 2) 非営利活動法人「森の生活」について

北海道上川総合振興局下川町では、非営利活動法人「森の生活」が「15年一貫森林環境教育」に取り組んでいる。「森の生活2020年度報告書」によると、下川小学校全体で掲げた森林学習の目標「森が様々な価値（環境、

社会、経済）を持っていることを理解する」をもとに、教員とプログラム内容について話し合い、実施することはすでに行われている。森林環境教育に関心のある教員との協働では、「関連單元とのつながりが大事だ」との意見が出されているようで、SETの活用について意見交換を行い、SETの有効性についても確認できている。ここでは、「森の生活」が現在の形になるまでの沿革をまとめた。

### ① さーくる森人類から非営利活動法人「森の生活」へ

1997年の秋に、「さーくる森人類」が発足した。下川町へのIターン、Uターンした移住者の多いサークルである。非営利活動法人（NPO法人）などの法人格は取得しないが、

「NPO」(Non-Profit Organization)の精神のもと、様々な社会貢献活動として、森づくりや森林・林業体験事業などを幅広く実践してきた。活動の拠点となった町有林「下川町五味温泉体験の森」の管理運営について下川町長とパートナーシップ協定を締結し町民や都市住民の参加を得ながら活動を行ってきた。北海道知事から感謝状、「わが村を美しく北海道」の交流部門で銅賞など、森林交流のパイオニアとしての評価を一定程度確立した。

しかし、ボランティアでは高まる評価と期待にこれ以上応えられない状況が表面化し、職がないために活動が継続できないだけでなく、下川町を離れる仲間も多数出てきた。そのため、新たな職を作りだしたり、ボランティアで行ってきた活動を事業化したりする方向を探った。そして、健康で持続可能なライフスタイルの創造と提案を行う非営利の経済活動の主体として、2005年11月、NPO法人「森の生活」が設立された。

### ② 非営利活動法人「森の生活」の発展

「森の生活」の設立以降、下川の森林を活かした様々な活動に、より一層幅広く取り組んだ。当初から取り組みを続けている林業体験や森林療法等の各種森林体験プログラムの提

供や下川の地域資源を活用したツアーの企画実施に加え、2006年からは「下川町幼児センター こどものもり」の子どもたちに向けた森の中での保育活動「森のあそび」を開始した。

表2 非営利活動法人「森の生活」沿革①

段階	出来事	事業・組織体制	活動・評価・課題
さーくる森人類	1997年秋「さーくる森人類」が発足	法人格はないが、NPOの精神のもと下川町森林組合へ1ターン、Uターンした人々を始めとする移住者の多いサークルとして発足。下川町長とパートナーシップ協定を締結。	北海道知事から感謝状「わが村を美しく北海道」の交流部門で銅賞森林交流のパイオニアとしての評価を一定程度確立
	2002年「自然療法プロジェクト」設立	下川産業クラスター研究会を設立。	森林療法を始めとする自然療法が、健康と癒しを求める時代の流れと合流し、事業としての可能性を示し始めた。
NPO法人森の生活	2005年11月NPO法人「森の生活」の設立	「さーくる森人類」を母体としながらも発展的に解消して、NPO法人「森の生活」として設立。	「自然療法プロジェクト」で研究してきた健康と癒しの事業を柱の1つとして掲げ、健康で持続可能なライフスタイルの創造と提案を行う非営利の経済活動の主体とした。
	2006年「森のあそび」を開始	「下川町幼児センター こどものもり」(現・認定こども園「こどものもり」)ではじめる。	森の中での保育活動
活動の拡大	2007年から下川町役場が町内の小・中・高校に対し森林体験プロ	2009年「15年一貫の森林環境教育プログラム」 2011年北欧発祥の森林環境教育プログラム「LEAF」導入 下川町から業務委託	成長過程に合わせた、幼児から高校まで一貫した体系的なプログラム
	2008年「トドマツ精油製造販売事業」開始	下川町森林組合からトドマツ精油製造販売事業の移管 ブランド名「フブの森」としてリニューアル。	1998年下川産業クラスター研究会トドマツ精油事業の研究開発開始。 2000年下川町森林組合が事業開始 「HOKKAIDOもみの木」販売開始
	2009年「地域間交流施設 森のなかヨックル」の管理運営を開始	指定管理者として管理運営 都市向けの森林体験交流事業をより発展させ、宿泊とあわせて多様なプログラムを提供	森林のまち下川町の交流拠点となることを目指す。 ソーシャル・ビジネス・アワード奨励賞(2009年)

2008年には、下川町森林組合からトドマツ精油製造販売事業の移管を受け、2009年からは指定管理者として「地域間交流施設 森のなかヨックル」の管理運営を開始した。また、下川町役場の熱心な職員の働き（「森の生活」役員）によって下川町からの業務委託として幼児・小・中・高校一貫の「15年一環の森林環境教育プログラム」事業もスタートした。2012年には、「株式会社 フブの森」にトドマツ精油製造販売事業を移管した。活動が職を生み生活の糧を得る手段となってきた。

2013年には団体創設者である奈須憲一郎から、当時事務局長であり現代表の麻生翼に代表を引き継ぎ、美桑が丘の隣の管理棟に事務所を移した。

中期3ヶ年(2018-2020年)目標として、森を活かし、生き生きと暮らす人を増やすために「森のうずしお」をつくらんとした。「森のうずしお」とは、次の3つの循環を生み出すこととされた。

—森のうずしお—

- 森や木材と関わる機会をつくる。
- 自然・地域の人々との関係性をつなぐ。
- 自ら生き生きと暮らすことができるよう、促す。

表3 非営利活動法人「森の生活」沿革②

段階	出来事	事業・組織体制	活動・評価・課題
変革期	2011年関係者でじっくり話し合い	新体制のもとで人材を活かす方向	地域の資源としての事業の魅力さをさらに引き出すことが、地域全体の発展にもつながると新たな決意を固めた。
	2012年「美桑が丘」管理運営を開始	指定管理者として管理運営 毎月一度、誰もが美桑が丘で自由に過ごすことのできるイベント「みくわの日」をスタート 森の生活の構成員となり、責任を持って施設利用を行う「みくわクラブ」ができる。	下川町中心部近くにある放置されていた雑木林を「美桑が丘」として人々が集うことのできるフィールドに整備 年2回の「みくわミーティング」により「みくわの日」も市民グループと協働運営すへと変化
	2012年「株式会社 フブの森」設立	これまで精油事業を担当していた担当者が代表となりトドマツ精油製造販売事業を株式会社フブの森へ移管	循環する林業をつづけてきた下川町で、伐った木の枝葉の部分も利用した、エッセンシャルオイル(精油)づくり
	2013年代表の交代	団体創設者である奈須憲一郎から、当時事務局長の麻生翼に代表を引き継ぐ。	
新たな展開	2013年事務所を移転	美桑が丘の隣の管理棟 月に1度のみくわの日など、子どもから大人まで主体的に楽しむことができる場づくり	市民が主体となった森の場づくりを本格的に開始。長いあいだ手つかずだった美桑が丘の森で、遊歩道整備や危険木の除去作業。
	2015年木材流通事業を開始	林産業分野	有効活用されていなかった広葉樹材を活かし、これまで関わりの薄かった林産業分野と連携強化。 北海道新聞社 道新地域げんき大賞(2014年) 第6回地域再生大賞特別賞(2016年)
中期3ヶ年目標	2018-2020年 森を活かし、生き生きと暮らす人を増やすために「森のうずしお」をつくる。	1~3の循環(森のうずしお) 1. 森や木材と関わる機会をつくる 2. 自然・地域の人々との関係性をつなぐ 3. 自ら生き生きと暮らすことができるよう促す	北海道社会貢献賞(森を守り緑に親しむ功労者)(2018年)

表4 非営利活動法人「森の生活」沿革③

段階	出来事	事業・組織体制	活動・評価・課題
現在	森の体験事業	1. 森林体験事業 「森の体験プログラム」 2. 森林環境教育事業 「森林環境教育」 3. 地域間交流施設管理運営事業 「森のなかヨックル」(暮らししているように過ごせる宿)	もりさんぽ(草木染め・魔線を行く:野草等) 下川町オリジナルの教育プログラム(下川小、中学校・下川商業高校) 地域連携校「土別翔雲高校とのキャンパス交流事業」下川町からの委託 名寄市立大学自然保育実践演習のゲストスピーカー
	森のめぐみをお届けする事業	1. 森の直売事業 「少量・多品目の顔の見える木材流通システム」 2. 森の製品開発事業 「木材コーディネート事業」/ 「下川産トドマツでつくる本棚」 キット作成/学校、木工加工会社(フォレストファミリー株式会社)との連携/木製知育玩具「森のピタゴラス」/ 「オール北海道産のウクレレ」ウクレレ製作会社(Ezo's Ukulele株式会社クワイアン)との連携	チップになってしまっていた広葉樹材から木工用材料産地直送「しもかわ広葉樹」として販売。 中学校1年生技術家庭科の授業で使用(下川中学校) 設計の相談、木材の提供、製造の面で協力、児童館等にも導入 下川で製材されたアカエゾマツ使用
	森のまちづくり事業	1. 美桑が丘管理運営事業 2. 五味温泉「体験の森」管理運営事業 3. 協働促進事業 「しもかわベアーズ」	美桑が丘の利用団体森のようちえん「カラ」との共同企画で「草木染めの勉強会」開催 地方の資源を活用し、新たな価値を生み出す事業を創造する「ローカルベンチャー」の推進

③非営利活動法人「森の生活」の現在

2021年現在、森林をいかし、人々の心豊かな暮らしと持続可能な地域づくりに貢献するために、次のような事業を行っている。

- 森の体験事業（森林体験事業・森林環境教育事業・地域間交流施設「森のなかヨックル」管理運営事業）
- 森のめぐみを届ける事業（森の直売事業・森の製品開発事業）
- 森のまちづくり事業（美桑が丘管理運営事業・五味温泉「体験の森」管理運営事業・協働促進事業）

2020 年度報告書によると、事業収入 38,282,793 円、受託事業収入 7,879,994 円を得られるようになった。

### 3. 教育方法学から見た学校教育と社会教育

学校教育で扱われてきた教育方法学を整理すると、ICT などの「教材」、学習組織・空間・環境などの「場」、学習方法などの「活動・プログラム」、教師・支援者などの「コーディネート」のような内容で議論されてきた。一方、地域の実践家たちが行ってきた社会教育は、学校教育とは別なものとされてきた。つまりは、教材、場、活動・プログラム、コーディネートのあり方についての議論を社会教育にまで広げる必要があるということである。

文部科学省は 2008 年度から「小学校長期自然体験活動支援プロジェクト」を開始した。この事業は、小学校が実施する 1 週間の自然体験活動を支援するため、全体指導者を養成することを内容とした。24 時間の研修で学校の教育活動を支援する上で必要な知識や小学校自然体験活動プログラムの開発などを学び、活動時に全体指導を行い活動全体の様子を把握し、終了時に評価の助言等を行う者とされた。学校教育において長期集団宿泊活動を行うに当たっては、実際問題として授業時間数の確保や教員の勤務体制等の問題があることから、地域から広く人材を募り、長期自然体験活動の円滑化を図ろうとするものであったが、実際に 7 日間の体験活動を実施したのは調査対象小学校 656 校のわずか 0.2% であった。また、教職員以外の指導者は、約

25%、そのうち実践家（専門的な知識技能を有している人）は約 5% であった（国立青少年教育振興機構 2019）。

SET によって、教科の内容・単元ごとに行える素材としての森林 ESD アクティビティの目安がついたことから、次の段階として、地域の資源も活用した森林 ESD アクティビティの教材化と授業の学習指導案を教員と実践家が協働して作るが必要であり、学習指導案を作りながら協働で授業づくりをすることで、次の段階の単元計画や教育課程づくりにつながる。学校の内部（教員組織）で行われてきたことを、森林・林業の専門家である「実践家」が主体的に行うには、次のような視点をもって関わるが必要と考える。

#### ①教材・ICT 論（教材）

森林 ESD アクティビティを、各教科・各単元の教材として活用できるように、活動の目的と学習指導要領の内容（単元）の目標が一致するか確認しながら、アクティビティを選別して学習指導案を作成する。

#### ②学習方法論（活動・プログラム）

森林 ESD アクティビティをどのように展開すれば ESD の考え方にそった体験を基にした問題解決的な学びとなり、「学び」そのものが「アクティブ」で意味あるものにできるか、手順や言葉かけ、時間配分などについて確認しながら、学習指導案を作成する。

#### ③学習組織・空間・環境論（場）

森林 ESD アクティビティを、「どのような組織で行うのか」、グループ単位、クラス単位、など。「どこで行うのか」、教室、校庭など学校の敷地で行うのか、森林などの現場に出向くのかなど。確認しながら、学習指導案を作成する。

#### ④教師・支援者論（コーディネート）

森林 ESD アクティビティをするにあたって、子どもたちとの関わり方を、教授的・支援的・触媒的など、どのようにするのかを確認し、指導案を作成する。

## 4. 考察

### 1) 小学校と協働できる実践家の組織

小学校教員と実践家との協働の教育課程づくりのための第一段階は、森林ESDアクティビティを活用した授業の学習指導案を教員と実践家が協働して作ることだと考える。小学校で、森林ESDアクティビティを行うためには、「授業と森林ESDアクティビティの目的や方法」をはっきりと設定して小学校教員と実践家が共有し、行事や教科に位置付けるなど年間計画や教育課程変更も柔軟に行う姿勢が必要である。実践家が学校を対象に行っている活動での実践家の学校への関わり方が、ゲストティーチャー（外部講師）方式のままでは、協働研究による授業は難しい。これを一歩進め、教員と実践家が参画して作る協働による授業とすることが必要ではないかと考える。教員と実践家は、教育の専門家、森林や野外活動の専門家としてのそれぞれの立場から提案できる協働関係へと進めていきたい。そのためには、実践家も個人ではなく、組織として協働できる体制を築くことが必要である。非営利活動法人「森の生活」の調査で明らかになった、協働できる組織が成立するための条件は、次の3点である。

- ①森林教育を実践したい仲間がいる
- ②行政による、コーディネートと活動資金の援助
- ③事業として成立させる創造力

教員組織と実践家組織による、組織的な協働の授業作りの実践を積み上げることで、小学校教員と実践家との協働の教育課程づくりにつながるものと考えられる。

### 2) 教育方法学からみた協働

実践家が、「何を、いつ、どのような順序で教え、学ぶのか」の基となる教育課程のあり方や、教育内容を具体化し、教育方法の重要な手段ともなっている教科書、そのほかの教材・教具、さらには教育諸施設、教育空間のありかたを実践家がどれだけ理解することが

できるかが、協働が成立するために必要である。教育方法学の視点が整理できたことで、授業を作る過程での視点としていきたい。

## 5. 結論と今後の課題

本研究では、「教員と実践家の協働の教育課程づくりに向けての課題」として、SETを活用した実践家から教員への提案のため、教員と実践家との協働研究に向けた実践家からの具体的な提案の方法の可能性を探ってきた。

実践家はその専門性を活かし、協働して授業づくりを行うこと、実践家も仲間を集め組織化して情報と経験を共有することで課題は少しずつ解決するものと考えられる。

## 引用文献

- 小泉令三, 2002, 「学校・家庭・地域社会連携のための教育心理学的アプローチ」, 教育心理学研究 69 巻 4 号
- 国立青少年教育振興機構, 2019, 「小中学校の集団宿泊活動に関する全国調査報告書」
- 中央教育審議会, 2019, 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」,
- 特定非営利活動法人森の生活, 2021, 「森の生活 2020 年度報告書」
- 日本教育法学会, 2004, 『現代教育方法事典』, 図書文化社, 東京
- 本庄眞, 2007, 「小学校教師から見た「環境教育指導資料（小学校編）」の成果と課題」, 環境教育 17 巻 2 号
- 文部科学省, 「青少年体験活動総合プラン」  
[http://outdoor-ld.jp/data/mext\\_outdoorfest2008.pdf](http://outdoor-ld.jp/data/mext_outdoorfest2008.pdf) (2022 年 3 月 6 日アクセス)
- 文部科学省, 2010, 「教育関係 NPO 法人の活動事例集」平成 22 年度文部科学省委託調査「教育関係 NPO 法人に関する調査研究」
- 文部科学省, 2017, 『小学校学習指導要領』